

出題趣旨・採点基準（商法） 配点 100 点

（法学部 3 年次生出願枠は第 1 問のみ 配点 50 点）

第 1 問は、親子関係にある会社間の吸収合併において、合併条件が著しく不当であると不満を持つ子会社株主にはどのような救済がありうるか等について、問うものである。また、第 2 問は、手形行為の意義と手形取得者の保護に関する問題であり、手形の善意取得、手形署名者の責任及び手形行為独立の原則等に関する知識と応用力を問うものである。これによって、基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力及び表現力を備えているかを判定した。